

広島県告示第百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十二年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

庄原市

二 事業の種類

庄原市大月農村公園移転整備事業（広島県庄原市口和町大月字大佐古地内）

三 起業地

1 収用の部分

広島県庄原市口和町大月字大佐古地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

庄原市大月農村公園移転整備事業（広島県庄原市口和町大月字大佐古地内）（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である庄原市は、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、庄原市は、施設の設定及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 庄原市大月農村公園（以下「大月農村公園」という。）は、昭和五十五年度に交流及び福祉の向上を目的として整備されたものであり、地域の各種活動や交流の拠点施設として幅広い年齢層に親しまれ利用されていたものである。

しかしながら、大月農村公園は、現在整備が進められている高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線建設工事（以下「尾道松江線建設工事」という。）の支障となり、現在は使用できない状態にあるため、交流事業の内容の縮小や遠方の類似施設での活動を余儀なくされるなど、各種活動の展開に支障を来たしている。

本件事業の完成により、大月農村公園は子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい公園として整備され、交流機会の促進や地域活力の向上に繋がることから、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業の起業地において、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地等について、起業者が庄原市教育委員会と協議を

行ったところ、工事に着手しても差し支えない旨の回答を得ている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の位置の選定については、庄原市口和町大月字大佐古地内に移転する案（以下「申請案」という。）のほか、同市口和町大月字原畑地内に移転する案及び同市口和町大月字稲干場地内に移転する案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、利用者の利便性及び安全性が最も高いこと、日照条件に優れること、造成工事の難易度が低いことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、大月農村公園は、尾道松江線建設工事の支障となり、使用できない状態にあることなどから、できるだけ早期に本件事業を施行し、改善を図る必要があると認められる。

また、庄原市は、平成十八年度庄原市長期総合計画に基づく平成二十一年度実施計画において、早期整備を要する主要事業として位置付けられており、さらに、大月自治振興協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県庄原市役所